

令和6年度 いじめ防止基本方針

上三川町立本郷中学校

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめに対する基本的な考え方

以下の点を基本理念として共有し、生徒への指導に当たる。

- ・「いじめは、どの子どもにもどの学校においても起こり得る」ことであること。
- ・いじめは、いじめを受けた生徒の心身を深く傷つけ、時には生命の危機につながる重大な人権侵害であること。
- ・「いじめをしない、させない」風土づくりを学校全体で行うこと。
- ・学年や学級の枠にとらわれず「全校生徒を全教職員で指導する」ことを基本とすること。
- ・保護者や地域、関係機関等と密に連携しながらいじめの未然防止や解決に当たること。

2 組織的な対応に向けて

(1) 全職員による校内研修（生徒理解）

- ・定期開催（年度初め、各学期の中間期、年度末、職員会議・研修時）
- ・随時開催

(2) いじめ対策委員会の開催

《構成》 校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、該当学級担任
スクールカウンセラー、スクールサポーター

（その他必要に応じて専門家の参加を要請する場合あり）

《内容》 ・本校のいじめの実態に関すること
・いじめに対する指導及び保護者への対応に関すること
・学校としての方針、体制について
・関係諸機関との連携について

3 いじめ未然防止のための取組

◇学校経営の重点として

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえるとともに、「いじめは絶対に許されない」という強い認識をもって、帰属意識や規範意識の高い学校づくりに努める。

～めざす学校像～

- 居がいのある学校づくり
- 確かな学力の向上
- 地域とともにある学校づくり

～学校経営の重点～

※いじめ防止に関連する事項

1 居がいのある学校づくり

(1) 人間・社会関係形成能力の育成

- ①あいさつ運動（生徒会・職員・PTA）
- ②教育相談・いじめアンケートの実施
- ③Q Uテストの実施と活用
- ④特別支援教育の推進・充実
- ⑤生徒主体の委員会活動の推進
- ⑥縦割り清掃活動の充実
- ⑦教育活動にふさわしい部活動の推進

(2) 達成感・成就感を感じられるプロセスを重視した学校行事

- ①運動会
- ②五常祭（合唱コンクールを含む）
- ③生徒会行事
- ④学年行事

(3) 豊かな心と健やかな体を育む教育活動の推進（体験活動の充実）

- ①朝の10分間読書
- ②校内環境整備・緑化活動等
- ③道徳教育の充実
- ④集団宿泊学習の充実
- ⑤伝統文化体験の充実（茶道体験・邦楽体験）
- ⑥健康・体力の増進（運動の生活化）
- ⑦食育の推進

(4) 安全・安心な学校生活の保持

- ①情操を育む掲示物の工夫
- ②破損箇所等への迅速な対応
- ③交通事故防止への対応
- ④不審者対策
- ⑤学校保健安全に関する意識の高揚

(5) 生徒と向き合う時間と意識

- ①会議・事務処理の効率化とIT化の推進
- ②生徒と向き合う時間の確保と意識の高揚

2 確かな学力の向上

(1) 学習の機会の充実

- ①家庭学習の習慣化（自学ノート）
- ②「家庭学習の手引き」の有効活用
- ③質問しやすい場の充実（・スタディBOX・学びの時間）
- ④授業と家庭学習とのサイクル化
- ⑤夏期講座（3年生対象）の開設

(2) 基礎・基本の確実な定着

- ①ねらいを明確にした「指導と評価の一体化」による、わかる授業の展開
- ②個に応じた学習活動の展開（個別指導学習の充実）
- ③「とちぎの子どもの基礎・基本」の活用と定着
- ④日常生活における「思考」の習慣化

(3) 「知識基盤社会」に対応する授業の改善 授業における

- ①「主体的に思考・判断する場」の設定
- ②「伝え合う活動の場」の設定
- ③「知識・技能を活用する場」の設定
- ④「日常生活と関連づけて考える場」の設定
- ⑤言語活動の充実

(4) 授業力の向上

- ①校外の授業研究会等への積極参加
- ②校内での授業公開（1人1授業以上）

3 地域とともにある学校づくり

(1) 地域から学ぶ学習の推進

- ①地域素材の教材化・プログラムの開発
- ②プロジェクト磯川
 - ・清掃ボランティア活動・ホテル会の活動継承
- ③福祉活動の推進
- ④しらさぎチャレンジ（職場体験）
- ⑤地域行事への積極的参加の奨励・ボランティア活動

(2) 家庭・地域との連携強化と開かれた学校づくりの推進

- ①家庭訪問
- ②個人懇談
- ③授業参観
- ④学年部会・学級懇談
- ⑤PTA活動の活性化
- ⑥学校支援ボランティアの充実

(3) 積極的な情報収集と発信

- ①保護者アンケート
- ②学校評議員会
- ③学校・学年・学級だより
- ④保健・進路・給食・図書だより等の発行

(4) 小・中の連携と交流の推進

- ①教職員相互の授業参観・研修、児童生徒理解のための情報交換
- ②学校行事への招待（五常祭）
- ③児童生徒の交流（中学生による学校説明会）

(5) 迅速・誠実な対応による信頼関係づくり

- ①適切な情報収集・報告・共有化
- ②初期対応の実践（即日対応）
- ③依頼・相談事項への迅速・誠実な対応
- ④途中経過や結果の報告による信頼関係づくり

◇教職員の意識の向上に向けて

・学級経営や学年経営、部活動の指導、生徒への声かけ、日々の生徒指導等を、「いじめ防止」「人権尊重」の視点から見直し、常に自己の言動を振り返る。

（「いじめの点検表」、「人権感覚チェック」「生徒の良いところ名簿」など）

・コンプライアンスの推進（法令遵守、教職員としての倫理規範等）

◇生徒の意識の向上に向けて

当然ながら、いじめは生徒間で起こるものである。したがって、いじめの未然防止や撲滅については、安心して過ごせる人間関係といじめを許さない雰囲気づくりに向けて、生徒自身の意識の向上を図ることが重要である。

①人権意識、道徳性を高める学習

- ・道徳教育の充実（特に「自他の生命の尊重」「公平・公正」）
- ・集中人権学習の実施

②生徒会による取組

《生徒総会・本部役員会》

- ・生徒会本部役員によるあいさつ運動
- ・生徒会主催「レクリエーション」の実施

《生活常任委員会》

- ・週ごと、月ごとに生活目標についての反省を行う。

《福祉人権常任委員会》

- ・月別人権目標の設定、実施
- ・学校行事への高齢者の招待、交流
- ・人権標語の募集
- ・人権集会（12月）で人権意識の高揚を図る。
- ・定期的に人権感覚チェックを行う。

《その他》

- ・各学校行事で生徒が主体となって取り組む場面の設定 → 自己有用感
- ・縦割り班による清掃活動の実施 → 異学年の交流（思いやり、自己有用感）

③小中の連携

- ・学校行事（文化祭）への招待（10月：小学校6年生対象）
- ・1年生による中学校説明会（1月：小学校6年生対象）
- ・教職員による小中児童生徒指導連絡会（6月、3月）

◇保護者・関係機関との連携

①保護者

- ・PTA 総会、学年保護者会、家庭訪問、個人懇談等での啓発
- ・PTA 生活指導常任委員会による夏休みの巡回指導
- ・PTA によるあいさつ運動

②地域、関係機関

- ・本郷地区の各小学校との連携（PTA、教職員）
- ・スクールガード、子ども110番の家等による見守り活動
- ・学校評議員、民生委員等からの情報提供、情報共有
- ・警察等からの情報提供、情報共有

4 いじめの早期発見に向けて

（1）生徒理解、職員間の情報共有

- ・生徒の変化を見逃さない。（表情、服装、持ち物、提出物、交友関係、部活動への取組、等）
- ・職員間の情報共有、指導方針の共通理解

（2）保護者との連携

- ・各資料の配布による啓発、情報提供
- ・保護者会、家庭訪問、個人懇談等での相談
- ・こまめな連絡（電話連絡、家庭訪問）

（3）各種調査、関係機関との連携

- ・ハートフルチェック（毎月）

本年度は、「学校は楽しいか」「学校生活や家で頑張っていること」「相談を希望するか」を記入する欄を追加した。

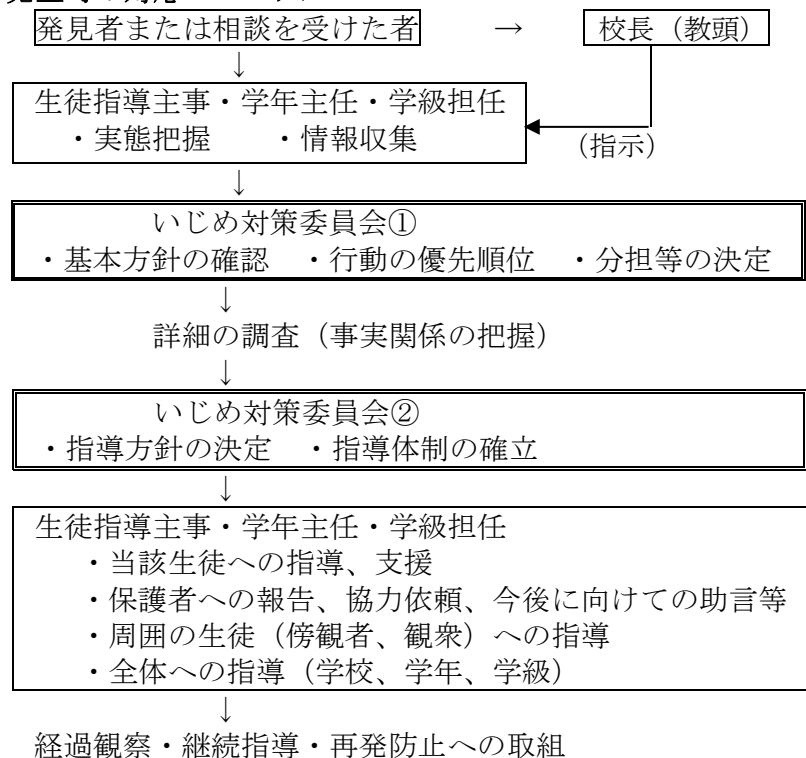
- ・教育相談（年3回の定期相談、随時行うチャンス相談）
- ・Q-Uテストの実施と活用（年2回）
- ・スクールカウンセラーの活用

5 いじめの解決に向けて

(1) 対応の基本姿勢

- ・早期発見に努め、問題が小さい段階での解決を目指す。
- ・慎重かつスピーディな初期対応を心がけるが、人権上の配慮を十分にし、拙速にならないようにする。
- ・いじめを受けた生徒の不安を取り除き、安全を確保することを最優先にする。
- ・いじめをした生徒には毅然とした姿勢で指導し、自らの行為の重大さを自覚させるとともに、今後の行動を改めることができるように指導・援助に当たる。
- ・いじめを受けた生徒の身になって対応するが、双方（被害者、加害者）との信頼関係を大切にする。
- ・対応は複数で行うことを基本とし、解決に向けては、生徒・学校・家庭・地域・関係機関が連携してより良い方向性をさぐる。
- ・一定の解決をみた後も、双方の生徒及び周囲の生徒に目を配るとともに、いじめの起きにくい、明るく望ましい集団づくりに努める。（経過観察、継続指導）

(2) 発生時の対応マニュアル



(3) 重大事案への対応

- ・内容や程度によって、関係機関や専門家（カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士）などの協力を仰いだり助言を求めたりする。
- ・いじめが犯罪行為として扱われるべき事案、および身体や財産に著しい被害が生じる恐れのあるもの等については、町および県の教育委員会と連携のうえ、所轄の警察署に連絡して対処する。

(4) その他

- ・インターネットによるいじめについては、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、町及び県の教育委員会と連携して、当該事案に関わる情報の削除等を関係者及び関係

機関に求める。